

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の効力の一部停止処分について

下記の事業者について、令和7年3月25日付けで障害者総合支援法（以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の効力の一部停止処分を行ったので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人福島県社会福祉事業団（所在地 福島県西郷村）
- (2) 代表者 理事長 太田 健三

2 施設名称、所在地及び処分対象となるサービス

- (1) 名称 福島県けやき荘
- (2) 所在地 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原 29-4
- (3) サービスの種類 指定障害者支援施設（施設入所支援、生活介護、短期入所）

3 処分内容 指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止6か月）

4 処分期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

5 処分理由

(1) 法第50条第1項第3号（人格尊重義務違反）

令和4年9月11日に、当該施設の従業員1名が入所者1名にやけどを負わせたことによる身体的虐待が発生した。

また、当該施設の他の従業員がやけどを認識しながら、やけどを負った入所者に対して適切な医療に繋げなかったことによる放棄・放置があった。

(2) 法第50条第1項第10号（関係法令違反）

令和4年9月11日に発生した事案について、施設は従業員による虐待を認識しながらも、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条第1項の規定により義務付けられている市町村への通報を行わなかった。